

仕 様 書

札幌市消防局

1 業務名

コンプレッサユニット定期検査業務

2 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 27 日（金）まで

3 数量

6 台

4 検査対象機器

法定検査を実施するコンプレッサユニット 6 台

型式(バウアーコンプレッサー株式会社製)		配置場所
1	MARINER M200E-2	札幌市消防学校
2	MARINER II M200E-2	中央消防署
3	MARINER II M200E-2	東消防署
4	MARINER II M200E-3	白石消防署
5	MARINER II M200E-2	清田消防署
6	MARINER II M200E-2	南消防署

5 業務内容

(1) 法定検査

ア 外観検査

高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号。以下「法」という。）第 35 条の 2、一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号。以下「規則」という。）第 83 条に基づき、規則第 6 条 13 号に係る検査を実施すること。

イ 気密検査

法第35条の2、規則第83条に基づき、規則第6条12号に係る検査を実施すること。

ウ 運転検査

異常振動及び異常音がないこと。

エ 圧力計検査

法に基づく「製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示」(昭和50年通商産業省告示第291号)7条3号により検査を実施すること。

オ 安全弁作動検査

法に基づく規則第6条19号に係る検査を実施すること。

カ 消耗品の交換

- (ア) フィルターカートリッジ
- (イ) コンプレッサーオイル
- (ウ) オイルフィルター
- (エ) 空気取入れ口フィルター
- (オ) 各ドレンコックガスケット
- (カ) 充填ホース及びタンクアダプターのOリング

なお、これらの消耗品の供給及び費用については、受託者が供給し負担するものとする。

(2) 取扱説明

法に定めのある保安教育の一環として、コンプレッサーの取扱説明を実施すること。

6 再委託について

上記5業務内容の一部を再委託する場合は、承認依頼書を提出し、当市の承認を受けること。

7 納入場所

名 称	住 所	電話番号
札幌市消防学校	札幌市西区八軒 10 条西 13 丁目	011-616-2262
中央消防署	札幌市中央区南 4 条西 10 丁目	011-215-2130
東消防署	札幌市東区北 24 条東 17 丁目	011-781-2100
白石消防署	札幌市白石区南郷通 6 丁目北	011-861-2100
清田消防署	札幌市清田区平岡 1 条 1 丁目	011-883-2100
南消防署	札幌市南区真駒内上町 5 丁目	011-581-2100

8 その他

- (1) 業務の実施に係る検査対象機器の引取日時等は、契約締結後、当市と協議し決定すること。
- (2) 業務完了後は、完了届（別紙）により点検結果を報告すること。
- (3) 機能点検中に修理が必要な箇所が発見された場合は、遅滞なく当市に連絡し、指示を受けること。
- (4) 本仕様書に疑義が生じた場合は、その都度協議して処理すること。

9 問合せ先

札幌市中央区南 4 条西 10 丁目 札幌市消防局総務部施設管理課
TEL 011-215-2030 Mail soubi.shobo@city.sapporo.jp 担当：安永